

令和 8 年 度
社会福祉法人徳島県社会福祉事業団 専門職採用試験案内
(相談支援専門員、管理栄養士)
(令和 9 年 4 月 1 日付採用)

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団職員採用のための選考試験を次により実施します。

受 付 期 間	令和 8 年 8 月 3 日 (月) から 8 月 2 8 日 (金) まで
第 1 次試験日	令和 8 年 9 月 2 0 日 (日)
(1) 郵便による申込みは、8 月 2 8 日 (金) までの消印のあるものにより受け付けます。	
(2) 持参による申込みは、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けできません。	
(3) 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので、十分注意してください。	

1 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

試験区分	採用予定人員	主 な 職 務 の 内 容
相談支援専門員	1 名程度	本法人が経営する相談支援事業所において、相談業務に従事します。
管理栄養士	1 名程度	本法人が経営する福祉施設において、障がい児(者)の栄養管理業務に従事します。

2 受験資格

- (1) 6 0 歳未満 (昭和 4 2 年 4 月 2 日以降生まれ) の者

定年年齢を上限としています。再雇用制度により 6 0 歳以上も勤務可能。

- (2) 次の受験資格をみたすことが必要です。

試験区分	資 格
相談支援専門員	相談支援従事者初任者研修又は相談支援従事者現任研修を履修し、有効な資格を有する者又は、令和 9 年 3 月 3 1 日までに当該免許を取得する見込みの者。
管理栄養士	管理栄養士の資格を有する者又は令和 9 年 3 月 3 1 日までに当該資格を取得する見込みの者。

- ◎ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日時、試験場及び合格発表

区 分	試 験 日 時	試験場	合 格 発 表
第 1 次試験	令和 8 年 9 月 2 0 日 (日) 【相談支援専門員】 (1) 受 付 9 時から 9 時 2 0 分まで (2) 試験時間 9 時 3 0 分から 1 1 時 3 0 分まで 【管理栄養士】 (1) 受 付 1 3 時から 1 3 時 2 0 分まで (2) 試験時間 1 3 時 3 0 分から 1 5 時まで	徳 島 県 立 障 が い 者 交 流 プ ラ ザ	[第 1 次試験合格発表] 1 0 月 2 日 (金) 正午頃、当法人のホームページに発表するとともに、合格者には文書で通知します。
第 2 次試験	令和 8 年 1 0 月 1 7 日 (土) (1) 受 付 9 時 3 0 分から 9 時 5 0 分まで (2) 試験時間 ① 論文試験 1 0 時から 1 1 時まで ② 口述試験 1 3 時から	徳 島 県 立 障 が い 者 交 流 プ ラ ザ	[最終合格発表] 1 0 月 2 3 日 (金) 正午頃、当法人のホームページに発表するとともに、合否にかかわらず受験者全員に文書で通知します。

※ 徳島県社会福祉事業団ホームページアドレス <https://www.tokushima-jigyoudan.jp/>

4 試験の方法及び内容

区 分	試験種目	方 法 及 び 内 容
第 1 次試験	エントリーシート	当法人が求める専門知識や経験、当法人で働く意欲等についてエントリーシートにより審査します。 ※エントリーシートは、試験案内・受験申込書に添付の所定の様式を使用してください。なお、当法人ホームページからダウンロードした様式を使用することもできます。 ※エントリーシートは、事前に作成し、受験申込時に受験申込書と併せて提出してください。
	教養試験	【相談支援専門員】 本法人の職員として必要な時事、社会、人文に関する一般知識並びに文書理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能について、択一式による筆記試験を行います。(40題、2時間) 【管理栄養士】 本法人の職員として必要な社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営について、択一式による筆記試験を行います。(30題、1時間30分)
第 2 次試験	論文試験	当法人の職員として、必要な課題に対する分析力、理解力、説明能力等を有しているかどうかを総合的にみるための試験を行います。(1題、1,000字、1時間)
	口述試験	当法人の職員として、必要なコミュニケーション力などをみるため口述試験を行います。

	身体検査	通常の職務遂行に必要な健康度について、医療機関で受診した身体検査書（健康診断書）の提出を求めます。
	そ の 他	受験資格に必要な免許・資格を証する書類の提出を求めます。

5 受験手続

申 込 方 法	申込みは、次のいずれか1つの方法によりますが、できるだけ郵便により行ってください。 (1) 郵便による申込み 受験申込書及びエントリーシートに必要事項を記入し、封筒の表に「試験申込」と朱書し、必ず「書留郵便」により、社会福祉法人徳島県社会福祉事業団（〒770-0005 徳島市南矢三町2丁目1-59 徳島県立障がい者交流プラザ内）あて送付してください。 <u>この場合は、受験票にあて先を記入し85円切手を必ず貼ってください。</u> (2) 持参による申込み 受験申込書及びエントリーシートに必要事項を記入し、申込受付期間内の午前9時から午後5時までに社会福祉法人徳島県社会福祉事業団に提出してください。
受 験 票	(1) 郵便による申込みの場合 受験票を郵送します。9月16日までに到着しない場合は、社会福祉法人徳島県社会福祉事業団事務局まで電話連絡(088-631-1000)してください。 (2) 持参による申込みの場合 受験票を申し込みの際に交付します。 <u>※ 受験票の写真は、申込みの際に貼ってはいけません。</u>申込み後、受験票を受け取ってから、申込み前6か月以内に撮影した正面向き上半身、脱帽の本人と確認できる写真（縦6cm、横4.5cm）を貼って、試験当日必ず持参してください。
申込書の請求	郵便で請求するときは、封筒の表に「専門職申込書請求」と朱書し、あて先を記入した返信用封筒（定形外郵便用の角形2号に、180円切手を貼ったもの）を必ず同封の上、請求してください。

※ 提出された書類は、お返しできませんので、ご了承ください。

6 採用時期

採用時期は、原則として令和9年4月1日以降を予定しておりますが、職員の充足状況によっては、令和8年度中に採用することがあります。

7 給与

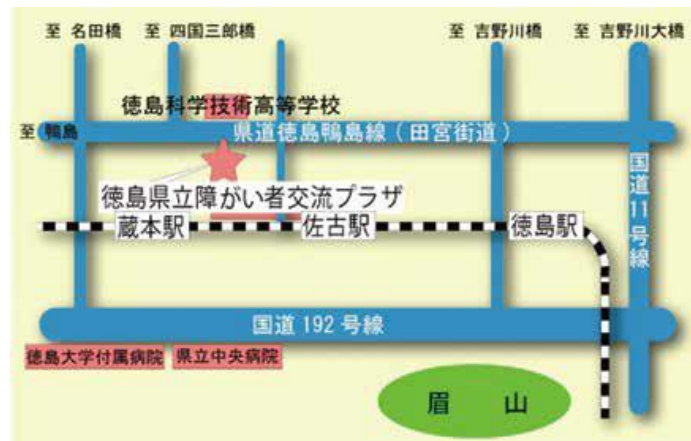
初任給は、給与等支給規程により、右表のとおり支給されます。一定の職歴等がある者については、その経歴に応じて所定の金額が給与月額に加算されます。このほか該当者には、扶養手当、子育て世帯手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

試験区分	給料の月額 (処遇改善手当を含む)
相談支援 専門員	198,300 円
管理栄養士	211,700 円

8 その他

- (1) この試験についての問い合わせは、
社会福祉法人徳島県社会福祉事業団
〒770-0005 徳島市南矢三町2丁目1-59 徳島県立障がい者交流プラザ内
TEL (088)631-1000 までお問い合わせください。
- (2) 第1次試験の当日は、筆記用具（HBの鉛筆と消しゴム）を必ず持参してください。
- (3) 時計は、時計機能だけのものに限り使用を認めます。携帯電話やスマートフォン、スマートグラスやスマートウォッチなどウェアラブル機器等は、身につけたり、机の上に置くことはできません。
- (4) 自然災害等により、選考試験の日程等を変更する場合は、
徳島県社会福祉事業団ホームページ(<https://www.tokushima-jigyoudan.jp/>)でお知らせします。

試験会場案内図



徳島県立障がい者交流プラザ

徳島市南矢三町2丁目1-59 TEL (088)631-1000

受験者用の駐車場はありませんので、必ず、公共の交通機関をご利用ください。